

令和 6 年度兵庫県規制改革推進会議 報告書

令和 7 年 3 月
兵庫県規制改革推進会議

目次

はじめに	1
I 令和6年度会議の開催状況	2
II 令和6年度審議結果のまとめ	
1 審議結果の分類	3
2 審議件数等	3
III 提案事項別審議結果	4
1 県・市町の条例等による規制に関する事項	
(1) 景観形成地区における住宅宿泊事業（民泊）の規制の見直し	5
2 県・市町の行政手続の簡素化等に関する事項	
(1) 電線共同溝入溝時の入溝承認申請手続きの見直し	6
(2) 経営事項審査の窓口申請における予約方法の見直し	9
(3) 建設業許可申請等における健康保険確認書類の見直し	11
(4) 指定難病に係る医療費助成における還付請求手続きの見直し	12
3 国の法令等による規制に関する事項	
(1) 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可申請手続きの見直し	13
(参考資料)	
・ 令和5年度審議結果に基づく対応状況	15
・ 兵庫県規制改革推進会議設置要綱	16

は じ め に

兵庫県では、県及び市町の条例等による独自の規制等が、社会構造や経済情勢の変化に対応せず、事業活動等の支障となっている事例について、有識者と県・市町で議論し、その規制等のあり方を検討するため、平成 30 年 5 月に兵庫県規制改革推進会議が設置されました。

当会議は、各分野の有識者 6 名の委員で構成されており、見直しが必要と考えられる支障事例を、県民、事業者、県内市町等から幅広く募集しています。

今年度は、電線共同溝入溝時の入溝承認申請手続きの見直しや指定難病に係る医療費助成における還付請求手続きの見直しなど、事業者の事務の効率化や県民サービスの向上につながる 6 項目の提案について審議を行いました。

この報告書は、今年度、当会議で議論してきた規制改革項目の審議結果をとりまとめたものです。兵庫県をはじめ県内の市町に幅広く共有され、当会議の議論をきっかけに、顕在化する支障事例が 1 つでも多く解消されることを期待しています。

令和 7 年 3 月

兵庫県規制改革推進会議委員長 中川 丈久
(神戸大学大学院法学研究科教授)

I 令和6年度会議の開催状況

回	開催日	議 題
第1回	令和7年1月14日	・兵庫県規制改革推進会議設置要綱について ・県・市町の条例等による規制に関する事項 (景観形成地区における住宅宿泊事業(民泊)の規制の見直し) ・県・市町の行政手続の簡素化等に関する事項 (電線共同溝入溝時の入溝承認申請手続きの見直し等4項目) ・国の法令等による規制に関する事項 (鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可申請手続きの見直し)
第2回	令和7年3月21日	・第1回会議で継続審議となった事項 (電線共同溝入溝時の入溝承認申請手続きの見直し) ・令和6年度報告書(案)について

Ⅱ 令和6年度審議結果のまとめ

1 審議結果の分類

分 類		内 容
提 案 に 対 し て 対 応 す る も の	(1) 規制・手続の見直し	条例、規則等に規定されているルールに問題があると考えられるため、当該ルールそのものを改める必要がある。
	(2) 制度内容の明確化	支障の原因が制度内容の分かりにくさにあると考えられることから、当該制度の内容を明確にした上で、周知する必要がある。
	(3) 制度内容の周知	制度内容には問題はないが、県民や他の地方自治体が制度の存在を知らないことで支障が生じていると考えられるため、当該制度の周知を徹底する必要がある。
	(4) 国へ制度の見直しを要望	法令等に規定されているルールに問題があると考えられるため、国に対してルールの改正を求める必要がある。
	(5) その他	技術的な制約等により直ちに結論を得ることが困難であるため、今後継続的な検討等が必要である。
	(6) 現行の制度運用を維持	支障事例の基となるルールに当たったが、現行の制度内容やその運用に合理性があり、当該ルールを見直す必要性が認められない。

2 審議件数等

- ・ 提案件数 6 件

分 類	件 数	比 率
(1) 規制・手続の見直し	3	50.0%
(2) 制度内容の明確化	—	—
(3) 制度内容の周知	1	16.6%
(4) 国へ制度の見直しを要望	1	16.6%
(5) その他	—	—
(6) 現行の制度運用を維持	1	16.6%
計	6	100.0%

Ⅲ 提案事項別審議結果

1 県・市町の条例等による規制に関する事項 1件

制度内容の周知: 1件

提案事項		審議結果等の概要
(1)	景観形成地区における住宅宿泊事業（民泊）の規制の見直し	制度内容の周知 ・民泊条例では市町長からの申出に基づいて、制限期間の解除が可能であるが、制度の認識が薄れている恐れがあるため、民泊条例による申出の手続きについて、ホームページで再周知を実施する(令和7年3月に追加掲載)。

2 県・市町の行政手続の簡素化等に関する事項 4件

規制・手続きの見直し: 3件、現行の制度運用を維持: 1件

提案事項		審議結果等の概要
(1)	電線共同溝入溝時の入溝承認申請手続きの見直し	規制・手続の見直し ・届出制に移行した場合の懸念事項を解消したうえで、他の占有者の意見も踏まえて、届出制への見直しを検討する。 ・設備の健全性に影響が生じる可能性がある場合は、兵庫県電線共同溝管理規程第9条第2項に規定する「事故又はやむを得ない事由」と判断して差し支えない旨を周知する。
(2)	経営事項審査の窓口申請における予約方法の見直し	現行の制度運用を維持 ・電子メールでの予約については、予約漏れ等が懸念されることから採用しない。 ・今後は利便性の高い電子申請の利用を推進し、窓口申請の予約システムについては、課題解決の検証を行った後、他の土木事務所での導入を検討する。
(3)	建設業許可申請等における健康保険確認書類の見直し	規制・手続の見直し ・令和6年12月2日以降、国民健康保険被保険者証の新規発行が停止し、マイナ保険証へ移行されることから、他府県の手続き手法等も参考に、確認書類の見直しを検討する（令和7年3月に見直しを実施）。
(4)	指定難病に係る医療費助成における還付請求手続きの見直し	規制・手続の見直し ・窓口申請に加えて、郵送による申請も可能とする（令和7年5月～）。 ・電子申請の導入については、国が進める難病等医療費助成制度オンライン化事業の動向を踏まえ、検討する。

3 国の法令等による規制に関する事項 1件

国へ制度の見直しを要望: 1件

提案事項		審議結果等の概要
(1)	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可申請手続きの見直し	国へ制度の見直しを要望 ・鳥獣保護管理法において、作業従事者(個人)ごとに許可申請を行い、各従事者が許可証の交付を受ける必要があるが、申請様式の記載内容は、同法施行規則で規定され、県には様式を簡素化する裁量権がない。 ・このため、「地方分権改革に関する提案募集」を活用し、そもそも許可を要しない手続きの実現について、国に求める。

1-(1) 景観形成地区における住宅宿泊事業（民泊）の規制の見直し

規制の状況

(根拠法令等：(国)住宅宿泊事業法・(県)住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例・(県)景観の形成等に関する条例 等)

- 住宅宿泊事業（民泊）※¹の実施期間について、都道府県は、条例で定めるところにより、区域を定めて制限することができるとされており※²、県では、住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例（以下「民泊条例」という。）で制限期間を規定している。
- 民泊条例では、景観形成地区※³における制限期間は、①週末等の期間（金曜日の正午～翌週月曜日の正午・休日の前日の正午～当該休日の翌日の正午）、②夏期（7月1日正午～9月1日正午）、③冬期（11月1日正午から翌年4月1日正午）としている※⁴。

※1 「住宅宿泊事業」（民泊）とは、旅館業法に規定する営業者以外の者が宿泊料を受けて住宅に人を宿泊させる事業であって、人を宿泊させる日数として国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより算定した日数が1年間で180日を超えないものをいう（住宅宿泊事業法第2条第3項）。

※2 住宅宿泊事業法第18条による。

※3 景観形成地区とは、景観の形成を図る必要がある区域（当該区域が1の市町の区域に存するものに限る。）として知事が指定した地区をいう（景観の形成等に関する条例第8条）。

※4 民泊条例第2条第1項第6号による。

提案内容

(提案者：神河町)

- 景観形成地区における民泊の制限期間について、解除が可能となるよう検討いただきたい。

対応方針

(所管課：保健医療部生活衛生課)

制度内容の周知

【対応方針の内容】

- 民泊条例第2条第3項により、市町長は景観形成地区を含め制限される区域内において、期間の制限の解除又は緩和を申し出ることができる、同条第4項により知事は、その必要があると認めるときは、申出に係る区域について、民泊を実施してはならない期間を別に定めることができることとなっている。
- 当該手続きにより期間の制限を解除した事例※はあるが、このような要望が挙がっていることを踏まえると、民泊条例制定から6年余りが経過し制度の認識が薄れている恐れがあるため、ホームページ等で民泊条例の再周知を図ることを検討する。

※ 令和5年5月19日、県立自然公園のうち川辺郡猪名川町柏原の全区域内における週末等の期間、夏季及び冬季の期間の制限を解除

審議内容及び審議結果

- 委員意見
 - ・ 対応方針に賛同する。
- ⇒ 対応方針のとおりとする。

審議結果を踏まえた今後の対応（予定）

- 民泊条例の期間の制限の解除又は緩和の申出の手続きについて、令和7年3月に民泊の手続き等を案内するホームページに追加掲載した。

2-(1) 電線共同溝入溝時の入溝承認申請手続きの見直し

規制の状況

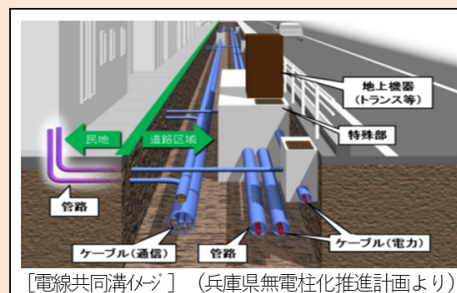
(根拠法令等：(国)電線共同溝の整備等に関する特別措置法・(県)兵庫県電線共同溝管理規程)

- 電線共同溝※1の管理に関することについては、道路管理者において規程を定める必要があり※2、**県では兵庫県電線共同溝管理規程を定めている**。(なお、市町管理道路の場合は、各市町が同様の規程を策定している。)
- 同規程では、占有者(送配電事業者等)が工事や点検等のため、県管理道路に設けられた**電線共同溝に入構する際の手続きとして、許可制を採用**しており※3、土木事務所長等に入溝承認申請書を提出し、許可を得る必要がある。
- 占有者は、**入溝が許可されるまで、電線共同溝の沿線宅地内への送電や、家屋解体に伴う地中ケーブル等の撤去作業が開始できないほか**、作業開始後も作業の中断又は延期が発生する場合があります、**納期に応えられないケースが生じている**。

※1 電線共同溝は、「電線の設置及び管理を行う2以上の者の電線を収容するため道路管理者が道路の地下に設ける施設」であり(電線共同溝の整備等に関する特別措置法第2条第3項)、道路整備の際に無電柱化を推進するためにとられる事業手法である。
なお、発災時における被害の拡大を防止するため、防災上重要な道路については、新設電柱の占用を禁止する等の占用制限が実施されている。

※2 電線共同溝の整備等に関する特別措置法第18条による。

※3 兵庫県電線共同溝管理規程第9条第1項において、「占有者は、占用工事、巡視及び点検等により、電線共同溝に入溝しようとするときは、所長等に入溝承認申請書(別添様式25)を提出し、その承認を受けなければならない」と規定している。
なお、滋賀県彦根市では、電線共同溝への入溝について、届出制を採用している。



提案内容

(提案者：関西電力送配電株式会社)

- 電線共同溝の入溝承認申請について、**申請手続きの廃止又は届出による手続きが可能となるよう検討いただきたい**。

対応方針(当初)

(所管課：土木部道路企画課・道路保全課)

現行の制度運用を維持

【対応方針の内容】

- 許可制とするか届出制とするかについて、法の定めはないが、**国においても許可制を採用**している。
- 電線共同溝の中には他の占用物等もあり、電線共同溝を管理する道路管理者としては**適切な施設管理が必要であるため**、
 - ・ **入溝時期や体制が適切か**
 - ・ **道路管理者及び他の占有者の工事や点検との重複がないか**
 - ・ **他の収容物件に影響を及ぼすおそれのある作業を実施しようとしていないか**などについて、判断する必要があることから、**許可制として取り扱うことが適切**であり、**必要最低限の審査期間も必要**と考えている※
- また、入溝に際しては道路管理者もしくは占有者が保管する出入口の鍵を用いる必要があるが、みだりに入溝することのないよう、**適切な鍵の運用管理を図るうえでも届出制ではなく許可制とすべきであると**思慮している。
- 一方で、**災害等の緊急時においては、事後報告でも可としている**など、現行制度においても、柔軟に対応できる制度設計となっているため、**現時点で制度変更する必要性がない**と判断している。

※ 令和5年度の申請件数実績は約200件で、審査期間は概ね1～2週間程度。

審議内容

○ 委員意見

- 適切な施設管理に支障をきたすかどうかを事前に確認するプロセスがあればよく、それが許可制である必要性はないのではないか。鍵を預けられる事業者であれば届出制で問題ないように思える。
- 緊急時に迅速な対応が可能かどうか最も重要であるが、事業者との信頼関係により事後報告でも十分に対応が可能ではないか。
- 災害時以外でも緊急で対応しなければならない場合の例外規定を設けてはどうか。
- 許可制を維持する場合、作業を行う下請事業者まで確認しておくことが必要。
- 問題が生じた際の管理責任の主体と、届出制採用自治体でのメリットや導入経緯を教えてほしい。

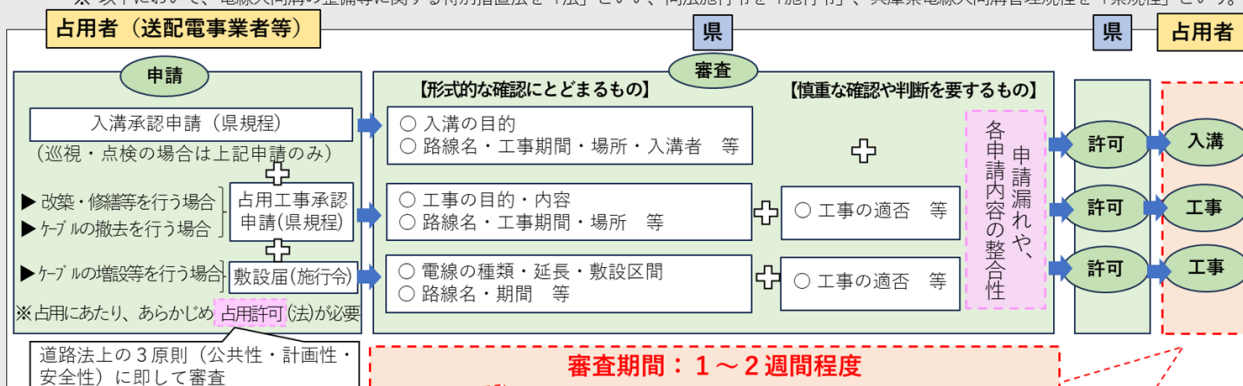
⇒ 提案者の具体的な支障事例や審査の具体的な内容を整理のうえ、次回会議で再度審議する。

審議内容を踏まえた整理

(所管課：土木部道路企画課・道路保全課)

< 現行手続きの流れと提案者における支障事例 >

※ 以下において、電線共同溝の整備等に関する特別措置法を「法」といい、同法施行令を「施行令」、兵庫県電線共同溝管理規程を「県規程」という。



[支障事例(1)]

- ① 小規模な解体工事の場合、**工期が短く**（数日程程度）、**ケーブルの撤去が間に合わず**
- ② 顧客の電気の新規利用において、**申請書類の作成・許可に時間を要し**、顧客の希望日程に間に合わず、**やむなく送電日を変更**

[支障事例(2)]

- ① **電気設備への車両衝突**が生じたものの、周辺の停電がなく、**緊急とはいえない状況**であったため、設備の健全性確認が後日となり、**早期の設備保全に影響**
- ② 解体工事開始後に**ケーブルの残存が判明し**、**申請が必要なる事態が急速発生**

< 届出制に見直した場合の懸念事項 >

- ケーブルの増設等を行う場合、同時提出される**敷設届の内容が**、あらかじめ申請のあった**占用許可内容**（電線共同溝の占用にあたり申請するもので、敷設予定の構造物の内容を計画書として添付）と**齟齬がある場合、入溝許可を保留のうえ占用許可の変更手続きを指導**しており、**その運用をどのように担保するか。**
- **届出内容の不備が事後に判明したり、届出内容と異なる作業が実施されている場合などに、道路管理者として入溝禁止命令等の処分行為が法的に可能か。**

届出制を採用する彦根市では、敷設届と占用許可内容の確認や工期調整等のため、**入溝届の提出があった日から1～2週間の期間を要し、その後「受理証」の交付を行ったうえで入溝する運用を実施。**

< 対応方針（案） >

規制・手続きの見直し

届出制へ移行した場合であっても、対象となる者は占用許可を受けた者に限定されるため、**上記懸念事項を解消したうえで**、法第18条に基づき、**他の占用者への意見聴取を踏まえ、届出制への見直しを検討**する。また、**占用者への鍵の貸与**については、**緊急時の対応の必要性から**、届出制へ移行するまでの期間も含めて、**現行の運用を維持**する。

なお、**支障事例(1)・(2)に対する所管課の見解**は以下のとおり。

分 類	見 解
支障事例(1)	公共施設に関する工事等を行う場合に各種法令等による手続きが生じ、一定の期間を要することは予見できるものであり、 占用者においては 、通常の営業活動の中で関係者と調整のうえ、それらの 手続きに要する期間を十分考慮し、工期等の設定をお願いしたい。
支障事例(2)	①・②のような事態について、 設備の健全性に影響が生じる可能性がある場合には 、県規程第9条第2項に規定する「 事故又はその他やむを得ない事由 」に含めるものと判断する。 → 事後報告による対応が可能



審議内容及び審議結果

○ 委員意見

- ・ 対応方針に賛同する。

⇒ 対応方針のとおりとする。



審議結果を踏まえた今後の対応（予定）

- 懸念事項の解消に向けた検討を進めつつ、令和7年7月に開催する兵庫県無電柱化地方部会において、他の占有者への意見聴取を行う。それらの結果を踏まえ、令和8年4月からの届出制への移行を検討する。
- 設備の健全性に影響が生じる可能性がある場合に、占有者において兵庫県電線共同溝管理規程第9条第2項に規定する「事故又はやむを得ない事由」と判断して差し支えない旨についても、同部会であわせて周知する。

2-(2) 経営事項審査の窓口申請における予約方法の見直し

規制の状況

(根拠法令等：(国)建設業法・(国)同法施行令・(県)経営事項審査申請要領)

- 国や地方公共団体等から公共工事を直接請け負おうとする建設業者は、毎年度、経営事項審査※¹を受ける必要がある。
- 経営事項審査の申請は、電子申請又は窓口申請の2つの方法があるが、窓口申請の場合、所管土木事務所あてに審査日の予約を行う必要がある※²。
- 審査日の予約方法について、平成30年度兵庫県規制改革推進会議での審議を経て、郵便往復はがきに加え、FAXも可能となったが、電子メール等ICTの活用については、今後検討※³とされたものの、現状では活用に至っていない。

- ※1 経営事項審査は、建設業法第27条の23に基づき、公共性のある施設又は工作物に関する建設工事（ただし、工事1件の請負代金の額が、建築一式工事にあつては1,500万円未満、その他の工事にあつては500万円未満である等いわゆる軽微な建設工事（同法施行令第1条の2）を除く。）を国、県その他の地方公共団体等の発注者から直接請け負おうとする建設業者（同法第3条第1項の許可を受けた者）が必ず受けなければならないとされている。
- ※2 審査日の予約方法について、令和6年度版経営事項審査申請要領上は、郵便往復はがき又はFAXのみとしているが、一部の土木事務所では、独自に整備した予約システムや電話による予約を受け付けている。
(例) 神戸土木事務所：FormBridgeを活用した予約システム 加古川土木事務所：Kintoneを活用した予約システム
宝塚土木事務所：電話による予約
- ※3 平成30年度兵庫県規制改革推進会議では、予約及び審査日時通知の確実性の観点から、電子メール等ICTの活用は今後検討することとなったもの。

提案内容

(提案者：事務局) ※平成30年度の兵庫県行政書士会による提案を再提案

- 窓口申請に係る審査日の予約方法について、電子メールでも可能となるよう検討いただきたい。
- 一部土木事務所が採用しているFormBridgeやKintoneを用いた予約システムの活用についても、検討いただきたい。

対応方針

(所管課：土木部契約管理課)

現行の制度運用を維持

【対応方針の内容】

- 経営事項審査について、県では利便性向上のため、令和6年4月から、国土交通省が構築した全国統一電子申請システムを活用した電子申請による受付を開始しており、会社や自宅のパソコンからいつでも申請が可能となっている。
- 電子申請により、申請書類の印刷や窓口への訪問・郵送の手間が省かれ、電子納付の導入で証紙の用意も不要となり、申請者の事務負担軽減につながることから、県では窓口申請ではなく、予約自体の必要が無い電子申請の積極的な普及や利用促進に努めている※¹ところである。
- なお、窓口申請を希望する方※²のため、「郵便往復はがき」もしくは「FAX」での予約のほか、一部の土木事務所においては、予約システムや電話による予約を試行的に受け付けているが、電子メールでの予約については、県では既存のメールアドレス（部署単位・個人単位）以外の専用アドレスの設定が原則不可であるほか、不特定多数の建設業者から送信されるメールの中には、スパムメールと誤認され、送受信エラーとなるものが発生するリスクもあるなど、予約漏れ等の混乱が懸念されることから採用していない。
- 今後は、電子申請の利用促進を基本とし、窓口申請の予約システムについては、誤予約・二重予約が発生しないか、操作性に問題はないか、セキュリティ面で問題はないかといった課題の解決に向けた検証を行った後、他の土木事務所での導入を検討していく。

※1 電子申請については、導入から間もないことから、現時点での利用率は低く（令和6年4月～11月の間で、窓口申請：3,559件・電子申請：26件（電子申請率：0.73%）、全国的にも低調である（令和5年4月～令和6年2月の間で、全国の電子申請率：4.5%）。

※2 窓口申請を希望する方からは、主に以下の要望がある。

- ・ 申請にあたり職員へ相談、指導を受けながら書類を整えたい
- ・ パソコン操作に不慣れであったり、一人親方や小規模事業所等でパソコンがないなどの理由から電子申請への不安がある

審議内容及び審議結果

○ 委員意見

- ・ 対応方針に賛同する。
- ・ 窓口申請を行う建設業者に対して、各土木事務所でも電子申請の普及啓発を行うべき。

⇒ 対応方針のとおりとする。



審議結果を踏まえた今後の対応（予定）

- 電子メールでの予約については、予約漏れ等が懸念されることから採用しない。
- 窓口申請の予約システムについては、まずは令和7～8年度にかけて課題解決の検証を行い、得られた検証結果を踏まえて他の土木事務所での導入を検討する。

2-(3) 建設業許可申請等における健康保険確認書類の見直し

規制の状況

(根拠法令等：(国)建設業法・(国)同法施行規則・(県)兵庫県建設業許可申請等の手引 等)

- 建設業では、平成24年以降、社会保険の未加入対策が進められており、許可申請等の際は、**健康保険・厚生年金保険・雇用保険の加入状況を示す確認書類を提出**する必要がある（許可有効期間：5年間）。

<健康保険の取り扱い>

原則として協会けんぽ・健康保険組合等への加入が必要であるが、国民健康保険組合（建設国保等）に加入していた個人事業主が、法人化した場合などにおいて、必要な手続き（健康保険被保険者適用除外承認申請）を経れば、建設国保等に引き続き加入し続けることができる。

- 健康保険について、建設業者が**建設国保等に加入している場合**、県では、確認書類として、建設国保等の**被保険者証の写し又は加入証明書の原本**の提出を求めている※1。

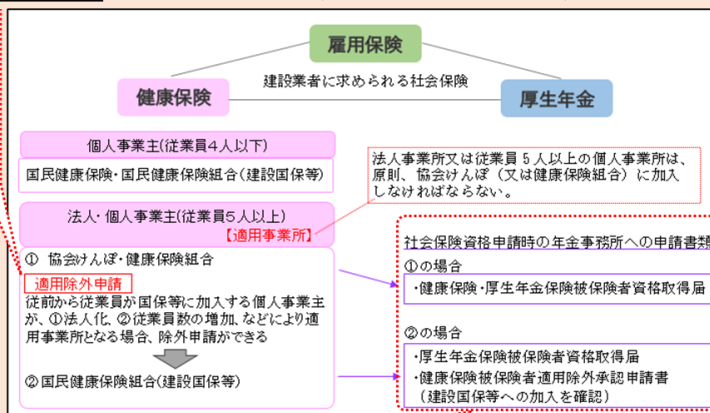
- **建設国保等への加入状況**について、**社会保険資格申請時に年金事務所で確認**されていること（右図参照）

- ・ **年金事務所発行の書類**（例えば、健康保険料・厚生年金保険料の納入に係る領収証の写し）において、**厚生年金保険料のみ支払われている事実が確認**できること

から、**加入していることは明らか**であると考えられるが、令和元年度兵庫県規制改革推進会議の審議において、**建設業法等の改正内容（令和2年10月施行）を踏まえ検討とされたものの、その後も取り扱いは変更されていない**※2。

※1 社会保険の加入状況を確認するための具体的な提出書類は、建設業法において明示されておらず、県の「建設業許可申請等の手引」で規定している。なお、他府県では、建設業者が建設国保等に加入している場合であっても、確認書類の提出を求めない事例もある（東京都、大阪府、京都府等）。

※2 建設業法の改正により、令和2年10月から社会保険の加入が建設業許可の要件の一つとして同法施行規則で定められたが、当該加入状況をどのように確認するかといった点については、同法改正後も特段の定めはない。



<社会保険資格申請時の申請書類>
健康保険と厚生年金保険の資格取得については、1枚の用紙で同時に申請を行う（両保険料の納入に係る領収証書等も1枚の用紙で発行される）。
また、建設国保等に引き続き加入する建設業者にとっては、年金事務所でその加入状況を確認した上で、健康保険被保険者適用除外承認申請も併せて行う。

提案内容

(提案者：事務局) ※令和元年度の兵庫県行政書士会による提案を再提案

- **建設国保等の加入状況を示す確認書類について**、例えば、被保険者証の写しであれば、**全従業員分の提出が必要となるなど業務上の支障**となっており、**提出を不要とするようあらためて検討**いただきたい。

対応方針

(所管課：土木部契約管理課)

規制・手続の見直し

【対応方針の内容】

- **令和2年10月の改正建設業法**の施行に伴い、建設業者の社会保険の加入が建設業許可・更新の要件とされるなど、**社会保険の加入確認の厳格化が講じられた**ところである※。
- しかしながら、**令和6年12月2日以降、国民健康保険被保険者証の新規発行は停止し、マイナ保険証へ移行**され、建設国保等の加入状況について、今後はこれまでどおりの確認ができなくなることから、他府県の手続き手法等も参考にしながら、**確認書類の見直しを検討**していく。

※ 改正建設業法の施行を受け、県としては、対象従業員全員の適切な社会保険への加入確認のための必要書類として、年金事務所発行の書類の提出を求めているが、建設国保等の加入状況については、年金事務所発行の書類では確認できないことから、土木事務所においては、別途国民健康保険被保険者証の写しもしくは加入証明書の原本を求めている。

審議内容及び審議結果

○ 委員意見

- ・ 対応方針に賛同する。

⇒ **対応方針のとおり**とする。

審議結果を踏まえた今後の対応（予定）

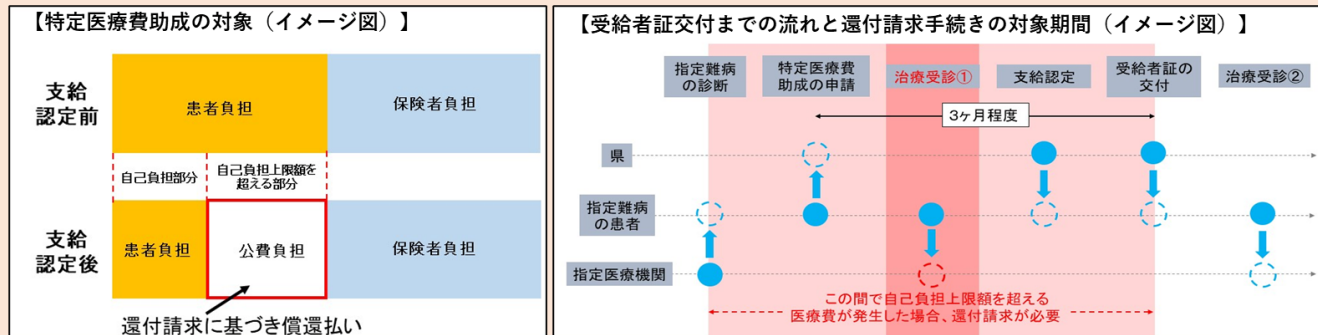
- **令和7年3月に見直しを実施し、全従業員分の国民健康被保険者証の写しの提出を不要とした。**

2-(4) 指定難病に係る医療費助成における還付請求手続きの見直し

規制の状況

(根拠法令等：(国)難病の患者に対する医療等に関する法律)

- **指定難病に係る医療費（特定医療費）については、都道府県による助成制度があり、助成を受けようとする患者又は保護者は、都道府県に申請のうえ、支給認定を受け、医療受給者証（以下「受給者証」という。）の交付を受ける必要がある※¹。**
- 指定医療機関で受給者証を提示することにより、**自己負担上限額を超える特定医療費は公費負担**となるが、受給者証の有効期間内で、受給者証が交付されるまでの間に自己負担上限額を超える医療費を支払った場合には※²、**還付請求手続きを行う必要がある※³**。



- **還付請求については、県の場合、特定医療費助成の申請を行った健康福祉事務所窓口での手続きを原則としているが、県HPでは「来所のうえ、提出することが困難な特段の理由がある場合は、申請窓口にご相談ください」としており、患者側の事情によっては、郵送による手続きには対応する場合もある。**

※¹ 難病の患者に対する医療等に関する法律（以下「法」という。）第5条～第7条による。

※² 特定医療費助成の開始時期は、指定難病と診断された日等とされている（法第7条第5項）。

※³ 還付請求手続きに必要な書類

①特定医療費等請求書（県HPからダウンロード） ②領収書（原本） ③振込先のわかる通帳の写し ④受給者証の写し

提案内容

(提案者：事務局)

- 指定難病に係る医療費助成の還付請求手続きについて、患者や保護者の負担軽減等の観点から、**郵送や電子申請による手続きが可能となるよう検討いただきたい。**

対応方針

(所管課：保健医療部疾病対策課)

規制・手続の見直し

【対応方針の内容】

- 窓口での申請に加えて、**郵送による申請も可能とする。**
- **電子申請については、R7年度概算要求において、国が電子申請の導入に向けた対応を行う予定**であることから、**その対応を踏まえて検討**していく。

審議内容及び審議結果

○ 委員意見

- ・ 対応方針に賛同する。

⇒ **対応方針のとおりとする。**

審議結果を踏まえた今後の対応（予定）

- **郵送による申請については、令和7年5月から可能とする。**
- **電子申請については、国が難病等医療費助成制度オンライン化事業（令和7年度予算）において、電子化の検討を進める見込みのため、その動向を踏まえて検討**する。

3-(1) 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可申請手続きの見直し

規制の状況

(根拠法令等：(国)鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律・(国)同法施行規則 等)

- 毎年3月から7月頃にかけてカラスの営巣期間にあたり、電柱上にカラスが営巣する事象が多く発生するが、送配電事業者にとっては、電力の供給支障事故を防止するため、カラスの雛の捕獲や卵の採取を行う必要がある。
- このように、鳥獣の保護又は管理の目的で鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をしようとする者は、市町長等の許可を受ける必要があるが※¹、作業従事者(個人)ごとに許可申請を行わなければならない※²、許可証もそれぞれに交付される※³。

【許可対象者の範囲】(鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針による)

原則として、被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼を受けた者であり、かつ、狩猟免許を所持する者が許可対象者となる。

銃器の使用の有無	狩猟免許の種類
銃器を使用する場合	第一種銃猟免許を保持する者
銃器の使用以外の方法による場合	網猟免許又はわな猟免許を所持する者

銃器の使用以外の方法による捕獲許可申請であって、次の①～③のいずれかに該当する場合などは、狩猟免許を受けていない者も許可対象者として行うことができる。

① 住宅等の建物内における被害を防止する目的などで、小型の箱わな・つき網を用いて又は手捕りによりアライグマ等を捕獲する場合

② 農林業被害の防止の目的で自らの事業地内で、罠いわなを用いてイノシシ等を捕獲する場合

③ 被害を防止する目的で、巣の撤去等に伴ってカラス等の雛を捕獲等又は卵の採取等をする場合 ← 提案者が許可申請を行っている作業

【許可申請書の主な記載事項】(鳥獣の捕獲等及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第7条による)

- 申請者の住所・氏名・職業及び生年月日*
- 捕獲等しようとする鳥獣又は採取等しようとする鳥類の卵の種類及び数量
- 捕獲等又は採取等の目的・期間・区域及び方法
- (狩猟免許を受けている場合) 狩猟免許の種類・狩猟免許の番号・交付年月日*
- (銃器を使用する場合) 猟銃・空気銃所持許可番号・許可年月日・銃砲の種類*

複数人が同一の目的で捕獲等又は採取等に携わる場合で、区域や方法も同一の場合

代表者以外の全員分の*に関する情報を申請者名簿に記載し、申請書(代表者分)への添付で代えている例もある

- 送配電事業者が行う営巣の除去作業には多数の従業員が従事するほか、対象エリアも複数市町にわたるなどしており、各市町への許可申請手続きが非常に煩雑となっている※⁴。

※1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をしようとする者は、希少鳥獣の捕獲など一部のケース(この場合、環境大臣の許可が必要)を除き、都道府県知事の許可を受けなければならないとされている(鳥獣の捕獲等及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(以下「鳥獣保護管理法」という。)第9条第1項)。なお、県では、カラス(ミヤマカラス・ハボソカラス・ハブトカラス)の捕獲等の許可などに関する事務について、知事から市町長へ許可権限を移譲している(知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例第67項の3)。

※2 鳥獣保護管理法第9条第2項による。ただし、申請にあたっては、複数人が同一の目的で捕獲等又は採取等に携わる場合で、区域や方法も同一の場合には、代表者の申請事項のみ申請書に記載し、代表者以外の全員分については、申請者名簿の添付で代えている例もある(神戸市・姫路市・豊岡市など)。

※3 鳥獣保護管理法第9条第7項による。なお、許可を受けた作業従事者は、捕獲等又は採取等をするときは、許可証を携帯しなければならないとされている(鳥獣保護管理法第9条第10項)。

※4 具体的な支障事例として、提案者は以下のケースを挙げている。
・人事異動や体調不良等による作業従事者の交代や、申請者名簿の記載事項(住所等)の変更により、再度の手続きが必要となるケース
・複数市町に多数の許可申請を行うなかで、一部の作業従事者の許可証が届かず、作業の延期等が発生するケース

提案内容

(提案者：関西電力送配電株式会社)

- 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可について、事業所単位(▲▲株式会社■●営業所など)で許可を受けることができるよう検討いただきたい
- または、申請様式を簡素化し、許可申請手続きの負担軽減につながる見直しを検討いただきたい。

対応方針

(所管課：環境部自然鳥獣共生課)

国へ制度の見直しを要望

【対応方針の内容】

- 鳥獣保護管理法第9条第8項により、申請者が国、地方公共団体、認定鳥獣捕獲等事業者、環境大臣が定める法人である場合は、法人による捕獲許可申請ができるが、送配電事業者は環境大臣が定める法人には該当しないため、作業従事者(個人)ごとに許可申請を行い、それぞれの従事者が許可証の交付を受ける必要がある。
- 申請様式の記載内容は、法施行規則第7条で規定されており、個人を特定できる情報の記載・提出は規則が定めるとおり必要であり、県には様式を簡素化する裁量権がない。
- このように、当該許可申請手続きについては、国の法令に基づくものであることから、「地方分権改革に関する提案募集」※を活用し、見直しを国へ提案していく。

※ 地方の現場における支障の解決を図るとともに、住民サービスの向上につながるよう、地方公共団体への事務・権限の移譲及び地方に対する規制緩和について、国へ提案する制度

審議内容及び審議結果

- 委員意見
 - ・ 人間生活にとって有害な鳥獣と保護すべき鳥獣で申請手続きを分けて考えるよう、環境省へ働きかけるべき。
 - ・ 申請様式の簡素化及び例えば猟銃を使わずに有害な鳥獣を対象とする場合など、法人に対する許可が可能な範囲を設定することが合理的ではないか。
- ⇒ 所管課の対応方針のとおりとする。

審議結果を踏まえた今後の対応（予定）

- 提案内容は許可申請手続きの負担軽減を目的とした「事業所単位での許可」又は「様式の簡素化」であるが、国への提案内容を検討した結果、そもそも許可を要しない手続きへの見直しがより効果的であることから、以下の方向性での見直しを提案する。
 - ・ 許可を要しない事業活動（現行：農業又は林業のみ）※¹の範囲を拡大し、送配電事業者による電柱の維持管理に伴う作業等を追加する。
 - ・ 許可を要せずに捕獲等又は採取等を行うことができる鳥獣又は鳥類の卵※²の対象（現行：もぐら又はねずみのみ）に、営巣により上記作業に影響を及ぼす恐れのあるカラス等を追加する。

※1 鳥獣保護管理法第13条第1項及び同法施行規則第13条の規定による。

※2 鳥獣保護管理法施行規則第12条の規定による。

令和5年度審議結果に基づく対応状況

(1) 県・市町の行政手続の簡素化等に関する事項

	審議項目	審議結果	対応状況
1	工事完成図書の紙図面提出の見直し	規制・手続の見直し 県発注工事について、保証書・取扱説明書等の一部を除き原則電子納品とし、令和6年度中の運用を目指す。	対応済み ・「特記仕様書」、「建築工事関係資料」を改正（令和7年2月）。 ・令和7年3月より運用開始。
2	主任介護支援専門員研修受講資格の見直し	規制・手続の見直し 国の動向を踏まえつつ主任介護支援専門員研修の受講要件の見直しを検討し、令和6年度の募集時期までに方針を示す。	対応済み ・「主任介護支援専門員研修開催要項」を改正済み（令和6年4月）。 ・令和6年度開催研修より運用開始。
3	県税徴収金収納事務における原符等保管の見直し	その他 納税者の特定が可能となる体制を整えたコンビニエンスストアにおいては、電子データでの保管も可能とするような契約締結について、収納代行業者も交え検討する。	対応中 ・令和7年度中に予定している次回の入札に向け、県税徴収金収納事務仕様書の内容について調整中。
4	住宅改修業者登録申請の添付書類の簡素化	規制・手続の見直し 添付書類の簡略化（法人による登録申請の場合に役員の住民票の提出を不要）に向けた整理を行い、令和6年度中の規則改正に向け検討する。	対応済み ・「住宅改修事業の適正化に関する条例施行規則」を改正（令和7年4月）。

(2) 県・市町の条例等による規制に関する事項

	審議項目	審議結果等の概要	対応状況
1	保安林内伐採・作業許可申請の電子化	規制・手続の見直し 申請者（事業者）にも、相談や事前協議の際に電子申請が可能である旨周知するとともに、ホームページでも電子申請が可能である旨掲載し周知徹底を行う。	対応済み ・農林（水産）振興事務所での取扱の統一を周知するとともに、申請者に対しても、相談や事前協議などの際に電子申請が可能である旨周知。 ・ホームページでも電子申請による受付は可能である旨周知徹底を実施。

兵庫県規制改革推進会議設置要綱

(設置)

第1条 県及び市町が条例等で独自に設けている規制等が、社会構造や経済情勢の変化に対応できておらず、地域活性化の支障となっている事例を掘り起こし、当該規制等のあり方について有識者等による協議・検証を行うため、兵庫県規制改革推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 規制等のあり方に関すること。
- (2) その他規制改革の推進に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、別表1に掲げる委員をもって組織する。

- 2 推進会議は、委員が必要と認める者をもって、懸案となった事案を検討するためワーキンググループを設置することができる。

(委員長)

第4条 委員長は、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(オブザーバー)

第5条 推進会議に、別表2に掲げるオブザーバーを置く。

- 2 オブザーバーは、推進会議の求めに応じて会議に出席し、意見を述べることができる。

(専門委員)

第6条 推進会議に、特別の事項を協議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験等を有する者その他委員長が必要と認める者を、推進会議に諮った上で、委員長が任命する。

(会議)

第7条 推進会議は、委員長が招集する。ただし、第1回の会議の招集については、企画部長が招集する。

2 委員は都合により会議を欠席する場合は、代理の者を出席させることができることとし、代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

3 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を推進会議に出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。

(謝金)

第8条 委員、第3条第2項に定めるワーキンググループメンバー、第6条及び第7条第3項に定める者が、推進会議及び推進会議に係る職務に従事したときは、別に定めるところにより謝金を支給する。

2 第7条第2項の規定に基づき代理人が推進会議及び推進会議に係る職務に従事したときは、代理人に対して委員本人と同額の謝金を支給する。

(旅費)

第9条 委員、オブザーバー、第3条第2項に定めるワーキンググループメンバー、第6条及び第7条第3項に定める者が、推進会議及び推進会議に係る職務のために旅行したときは、兵庫県職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定により旅費を支給する。

2 第7条第2項の規定に基づき代理人が会議の職務を行うため、推進会議及び推進会議に係る職務のために旅行したときは、代理人に対して、旅費を支給する。

(事務局)

第10条 推進会議の事務局は、企画部広域調整課に置く。

2 推進会議の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年1月6日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

別表 1（第 3 条関係）

氏名	所属・役職
中川 丈久	神戸大学大学院法学研究科教授
新保 奈穂美	兵庫県立大学大学院 緑環境景観マネジメント研究科准教授
岸 敏幸	兵庫県経営者協会専務理事
長谷川 尚吾	日本労働組合総連合会兵庫県連合会事務局長
三宅 康成	兵庫県立大学環境人間学部教授
中後 和子	学校法人和弘学園理事長・明舞幼稚園長 公益財団法人兵庫県青少年本部評議員

別表 2（第 5 条関係）

氏名	所属・役職
酒井 隆明	兵庫県市長会会長
庵迩 典章	兵庫県町村会会長